

安全・安心な 消費者市民社会へ向けて

広報 消費生活特集号

7.1

2017
(平成29年)

■発行 八王子市

■編集 市民部消費生活センター 〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

☎042・631・5456 ㊟042・643・0025

ホームページアドレス <http://www.city.hachioji.tokyo.jp/kurashi/life/005/001/001/p016019.html>

できるところから始めよう

あなたの 行動が 未来を変える!



一人ひとりの消費者が、安心して安全で豊かな消費生活を営むことのできる「社会」を実現するために、消費者被害等の速やかな情報提供や被害救済等の適切な対応が重要であることはいうまでもありません。しかし、変化の激しい現代社会においては、単に被害事例について学ぶだけではなく、消費者自身が事前に被害を認識して危険を回避する能力や、被害にあった場合に適切に対処できる能力を身に付けることが重要です。「自ら考え自ら行動する」自立した消費者の育成が今まで以上に求められています。

また同時に、消費者が消費しているモノの生産背景を知り、自らの消費活動が人や社会、環境に影響を及ぼすことを自覚して消費行動をとるといった倫理的消費（エシカル消費）への関心も高めていかななくてはなりません。

本市では、本年3月に「八王子市消費者教育推進計画」を策定し、よりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育むことを目指して、「消費者市民社会」の形成に向けた施策を展開していきます。

「八王子市消費者教育推進計画」は、消費者教育推進法に基づき、消費者教育の推進に関する施策・事業を具体的に推進するとともに、同時に策定した「第2期八王子市消費生活基本計画」の重要課題である「消費者教育の推進」に関する施策・事業を具体的に推進していくための実施計画に位置づけています。



百年の彩りを 次の100年の輝きへ

安全・安心な消費者市民社会

いつまでも悪質商法の被害が後を絶ちません。次のような手口に気をつけましょう！

よくある悪質商法の手口

催眠商法…空き店舗などに高齢者を誘い、はじめに日用品の無料配布や激安な商品を提供し、たくみな話術で会場を盛り上げ、最後に高額な商品を売りつける。

利殖商法…「出資すれば高配当」「必ず儲かる」「元本保証だから安心」など架空の投資話を持ちかけ、出資金などをだまし取る。



点検商法…無料で点検するなど、いろいろな口実をつけて訪問する。「このままではひどいことになる」などと不安をあおり、点検後に高額な工事を勧めたり、商品を買わせる。

送りつけ商法…あたかも以前に申し込みを受けたかのような電話をかけてきて、こちらが「申し込んでない」と断ったにも関わらず、代金引換配達サービスで健康食品などを強引に送りつけてくる。

不当請求…インターネットサイトの利用が無料であると誤解させる手口。年齢確認ボタンなどをクリックした途端、「登録完了。入会金10万円。3日以内に入金してください。」などと表示され、不当な請求を迫られる。

架空請求…郵便やSMS、Eメールで、「料金が未納のため、運営会社から民事訴訟を起こされた。期日までに連絡がない場合には、給与・動産・不動産を差し押さえる。」などと身に覚えがない請求が舞い込む。
※SMS…ショートメッセージサービス。携帯電話やPHSの電話番号だけで文字によるメッセージのやりとりができるサービス



押し買い…「何か不要なものはありませんか」と訪問し、最初は衣類や家具、調度品、家電などを買い取るのですが、「ほかに何かありますか。指環や宝石など、査定だけでも…」と言って、出された貴金属・宝石などを安い価格で強引に買い取っていく。



※イラストは、消費者庁イラスト集より

今、日本に古くからある「もったいない」や「三方よし」の考え方が再び見直されています。

なぜ、今見直されているのでしょうか

個人消費の総額は、日本の経済全体(国内総生産(GDP))の約6割を占めていて、その動向は経済社会に大きな影響を与えています。また、大量生産、大量消費、大量廃棄の消費スタイルは、地球規模の環境破壊、地球温暖化、貧困問題や人権問題と深く関わっています。これらの問題を解決するためにも、消費者一人ひとりが日々の生活の中で対策に取り組んでいく必要があります。



倫理的消費(エシカル消費)を心掛けましょう

購入する物を選ぶとき何を基準にしていますか。値段、品質、安全性、デザインやブランドなど、人それぞれの基準で、私たちは毎日買い物をしています。その基準に、フェアトレードやエコ商品など、人、社会、環境に配慮する視点を加えて商品を選ぶことが倫理的消費(エシカル消費)です。毎回選ぶのがむずかしい時は、5回に1回、10回に1回でも、できるところから始めてみましょう。

倫理的消費(エシカル消費)は、日本に古くからある「もったいない」や「売り手よし 買い手よし 世間よし」の「三方よし」の考え方にも通じるところがあります。



地産地消の取組や認証マークの確認をしてみましょう

倫理的消費(エシカル消費)をしようと思ったら、まず認証マークを探してみましょう。魚、農作物、菓子やコーヒーなどの食べ物、紙などの日用品、オーガニックコットンを使用した衣料品など、いろいろな物に「国際フェアトレード認証ラベル」、「エコマーク」、「グリーンマーク」など、いろいろな認証マークがついています。もちろん地元「八王子産」の購入も倫理的消費(エシカル消費)です。

一人ひとりが、自分のできるところから、倫理的消費(エシカル消費)を取り入れることで、安全・安心な消費者市民社会の実現に近づきます。



人、社会、環境に配慮した商品の認証マーク(代表的なもの)



国際フェアトレード認証ラベル
(フェアトレード商品)



MSCエコラベル
(水産物製品など)



FSC®認証
(紙などの林産品)



GOTS認証
(オーガニックコットン製品)

市制100周年記念事業 消費生活フェスティバル 来年2月開催!

開催日時 平成30年2月3日(土) 午前10時～午後4時

会 場 八王子市クリエイトホール5階・9階

消費生活フェスティバルは、消費生活に関する情報交換の広場です。

クリエイトホールの中を巡りながら、市民団体や官公署が行う消費生活に関する様々な展示や情報提供などを学び、体験、遊びを通して、年齢を問わず、楽しみながら生活の知恵を知る機会です。ぜひ、お越しください。また、出展する団体も募集します。

消費生活講座 出前します!

消費生活センターでは、市内の自治会、サークル活動、学習会などへ職員が講師としてうかがい、消費生活に関する講座を出前で行っています。

悪質商法への対処法や消費者トラブルについて、また、高齢者を消費者被害から守るために周りの人が見守る上でのポイントなどをわかりやすくお話ししています。

ぜひ、ご利用ください。

消費生活啓発推進委員 募集中!

市とともに消費生活に関する啓発活動を行う消費生活啓発推進委員を募集しています。委員の皆さんには、消費生活フェスティバルの企画・運営や東京都の消費者月間事業のイベントへの参加など、さまざまな形で活躍していただきます。

対 象 市内在住で20歳以上の方

任 期 2年間

興味をお持ちの方は、ぜひ消費生活センター(☎631・5456)へご連絡ください。

お問い合わせ 消費生活センター(☎631・5456)

契約は慎重に! 困った時にはまず、お電話を! 消費生活センターのご案内 相談専用電話 ☎631・5455

商品やサービスに関する問合せや契約上のトラブルなど、消費生活にかかわる相談を専門の相談員がお受けしています。公正な立場で助言を伝え問題解決の方法を探すほか、弁護士による無料法律相談もご案内しています。

■消費者相談(相談は無料で秘密は厳守します。)

・相談員による相談

月曜日～土曜日(祝・休日・年末年始を除く)午前9時～午後4時30分

クリエイトホール休館日は電話相談のみ

・弁護士による消費生活法律相談

毎月第2火曜日・第4金曜日 午後1時30分～午後4時30分

1人30分、定員6名、先着順ですので、事前にご相談ください。

※相談は、来所か電話でお受けしています。ファックスではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせはファックスでもお受けしています。

■消費生活センター (〒192-0082 八王子市東町5-6クリエイトホール地下1階)

☎631・5456 ☎643・0025

